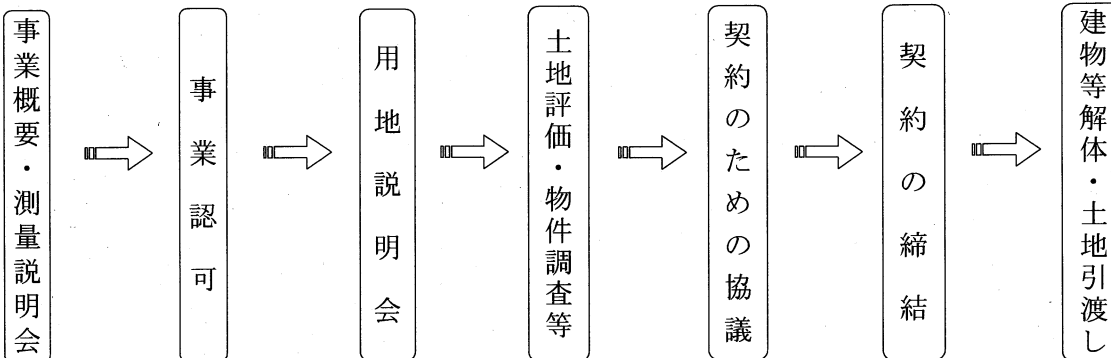


特定整備路線における用地補償と更なる生活再建支援策について

1 補償を受けられる方

事業区域内の土地・建物所有者、借地人及び借家人の方々（個人、法人）

2 用地をお譲りいただくまでのスケジュール



3 通常の道路整備事業における補償と生活再建支援

補償

- 1 土地売買代金
 - 2 物件移転補償金
- ※詳細は用地説明会にて

生活再建支援

- 1 移転資金の貸付
- 2 代替地のあっせん
- 3 公営住宅のあっせん

4 更なる生活再建支援策

1 新たな生活再建支援策

民間の専門事業者による相談窓口を設置し、生活再建策の提案を行います。

2 既存の生活再建支援策の拡充

- ① 移転資金貸付事業における優遇措置を実施します。
- ② 代替地のストックを充実し、提供します。
- ③ 民間賃貸住宅を確保するとともに、公的住宅のストックを充実し、提供します。

用地補償と支援に関するお問合せは

東京都第六建設事務所 用地課 調整担当

電話 03-5845-8095